

相続預金払戻しの必要書類の見方



執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

第4回

自筆証書遺言（保管制度利用なし）を提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、自筆証書遺言（保管制度利用なし）の提出を受けました。この場合、どのように対応し、どんな点を確認すればよいのでしょうか。



今

前回と次回で、自筆証書遺言を取り上げます。今回は従

来からの自筆証書遺言について、次回は、7月から始まる保管制度を利用した自筆証書遺言について解説します。

自筆証書遺言は、遺言者自身で作成する遺言書で、遺言書の本文・作成日・氏名を自筆で書き、押印しなければなりません。書き間違えたときや、追記したときは、訂正箇所を二重線を引

いたり追記を行ったりしたうえで、「3文字削除」や「4文字加筆」などを該当箇所近くに付記し、変更箇所と署名と、遺言書に押印したのと同じ印鑑を押印する必要があります。

遺産目録については、ワープロや通帳等のコピーを添付することが認められています。

自筆証書遺言のメリットには、費用がかからないこと、遺言の内容や遺言を遺したこと自体を秘密にできることが挙げられます。

反対に、自筆証書遺言のデメリットとしては、形式不備によりその有効性や解釈が争われる可能性があること、本人が書いたものかどうか争点になる可能性があること、紛失の恐れや破棄される恐れがあること、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要なことと

検認済証明書の添付を確認

それでは、自筆証書遺言（サンプル1）をもとに解説します。まず、遺言者が亡くなったことを、

場合は、相続届など一定の書類に相続人・受遺者（遺言によって遺産を受贈する人）全員の署名押印と印鑑証明書が必要となる場合があります。自筆証書遺言の取扱いを確認

認しましょう。また、自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、改

めて遺産分割協議書の作成または、相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外の財産についての承継者が定められている場合

預金者の遺言書であるか確認

遺言書に記載された相続預金と自店の相続預金等を照合

遺言書に相続預金の漏れがある場合に、記載外の財産の承継者がだれであるのか確認

遺言執行者が指定されているか確認

家庭裁判所の検認済証明書が付いているか確認

サンプル1 自筆証書遺言

遺言書

遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。

一、土地
 所在 熊本県熊本市中央区水前寺
 地番 1414番地
 地目 宅地
 地積 250㎡

一、家屋
 所在 熊本県熊本市中央区水前寺1414番地
 家屋番号 1414番
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 101㎡ 2階 53㎡ 合計154㎡

一、ひのくに信用金庫 水前寺支店に所在する下記 預金
 普通預金 口座番号 13579
 定期預金 口座番号 97531

2条 遺言者は、その所有する次の財産を長男近代一郎に相続させる。

一、阿蘇銀行 熊本支店に所在する普通預金 口座番号7654

3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。

4条 遺言者は、本遺言の執行者として長男一郎を指定し、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し及び解約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。

令和2年4月1日
 遺言者 近代 太郎

サンプル2 検認済証明書

遺言書検認済証明書

事件の表示	令和2年（家）第78号 遺言書検認 申立事件
検認の期日	令和2年8月15日

この遺言書は、上記期日に検認されたことを証明する。
 令和2年8月15日
 熊本家庭裁判所 裁判所書記官 法野 守夫

ポイント

- 自筆証書遺言は遺言者が本文・日付・氏名を自筆で書き、押印する
- 不自然で極端な内容である場合は、安易な対応に注意し上司に判断を仰ぐ

後日、名義変更等手続きを進めた責任を追及される可能性がある場合には、相続届にほかの相続人全員の署名押印を求めたほうがよいケースもありますので、上司に判断を求めましょう。

